

ワシントン会議開催の前提についての覚書

臼井, 勝美

<https://doi.org/10.15017/2244074>

出版情報 : 史淵. 102, pp. 77-97, 1970-03-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



ワシントン會議開催の前提についての覚書

白 井 勝 美

1

第一次世界大戰に参戦後、一九一七年アメリカを訪れる各国の特派使節のなかで國務省がもっとも重要視したのは、ロシアと日本の使節であった。その日本の特使石井菊次郎前外相の一行がワシントンに着いたのは八月二十二日であった。石井使節の派遣は元來アメリカの示唆によつたものである。参戦後、ドイツの潜水艦攻撃に対応するよう建艦計画の修正を余儀なくされたアメリカは、全力をヨーロッパ戦線の強化に傾けるためにも、アジアにおいて日本と意志を疏通させておく必要があつた、そのためには中国問題にたいするアメリカの意向を日本に徹底させることが前提となつた。一方日本としても、参戦国として同一陣営にたつたアメリカとの了解を深め、この際日本の中国における特殊地位の確認をアメリカから得られれば、対中国政策の展開にきわめて有利な影響を与へうることは明白であつた。

ウィルソン大統領、ランシング國務長官らアメリカの首脳部が、石井大使にたいし問題の中核をなすものとして採り上げ強調したのは、中国における列国の勢力範圍 (sphere of influence) を撤廃する問題であつた。ウィルソン大統領は、アメリカの希むところは門戸開放・機會均等の原則を遵守することだけであるが、列強によつて勢力範圍が確立している中国の現状は遺憾であると述べた。⁽¹⁾ランシング國務長官は、勢力範圍の撤廃は、中国市場に近接しているという有利な条件をもつ日本にとってむしろ得策である点を強調した。

石井大使自身も原則論としては勢力範圍の撤廃に賛成であつた。石井は本野（一郎）外相にあて「元來支那に於ける勢

力範圍は門戸開放主義と調和すること困難なるのみならず門戸開放（不明）に他国との競争に於て確かに勝算を有する我國としては各国をして悉く其勢力範圍を撤廃せしむること寧ろ有利なるべく、況んや一方に於て日本の特殊地位を承認せしむるに於ては我從來の地歩を損傷するの憂なきに於てをや²と、ランシングの論調と同趣旨を上申し、きわめて注目すべき内容をもつ対米協定案を本省に打電した。その骨子はつぎの二点である。

(一) 日本国は支那国に於ける所謂勢力範圍なるものの存在が實際的意義を喪失したることを承認す。依つて支那国に於ける前記門戸開放、機會均等、独立及領土保全主義を更に有効ならしめんが爲他の關係諸國に於て支那国に於ける各国の勢力範圍を齊しく拋棄するに於ては日本も同國に於ける其の勢力範圍を拋棄するを辭せず。

(二) 合衆國は支那國に於て前記の主義が確守せらるるならば支那國に於ける日本國の特殊なる地位及日本國の支那國に對する地理上の近接より生ずる正当なる結果とを承認す。³

石井案自体内部的に矛盾した論点を含んでいた。つまり(一)に掲げた勢力範圍の撤廃と、(二)の日本の特殊地位の承認は、いかなる相互關係にあるか曖昧であり、両者は原則的に両立し得る概念ではないからである。ただ、アメリカ側の政策決定参加者のなかにも、日本の中国における特殊地位を認めようとする動きがあったことと照応すれば、石井案の内部矛盾は了解し得るのである。例えば九月十八日、ウイルソン大統領の腹心ハウス大佐は、土地および移民問題では日本と妥協できないが、世界の未開發地域から閉め出されている日本にアジアにおいて西欧諸國よりなんらかの優越を認めることの必要性を大統領に進言しているし、¹ランシング長官自身も九月二十二日の石井との會談で判明するように、日本の人口増加による困難や、朝鮮合併、滿洲開發の必然性には理解をもっていたのである。

しかし、勢力範圍の撤廃を前提として承認しようとする石井大使の構想は、むしろ中國全域の勢力範圍化を志向しつつある寺内（正毅）内閣の到底受け入れかねる性格のものであった。本野外相はただちに石井大使に自重を促し、訓令を待つように指示した上（九月十日）、十八日正式に、勢力範圍の撤廃は帝國の將來に及ぼす影響がきわめて重大であり同意

し得ないと訓令したのである。⁵⁵ 本野が反対の理由として挙げたのは、同盟国イギリスが勢力範囲の維持を主張していること、我が国はロシアと数次の秘密協定で各自の特殊利益地域の擁護を相互に支持することを約束していることなどである。本野としては、対米交渉は「勢力範囲放棄問題に触れることなくして単に我特殊地位を承認せしむること」が望ましかったのである。

九月二十二日の石井・ランシング会談において、石井が現在門戸開放を再確認することがいかなる意義をもつか国民に納得させることは困難であると云ったのに対し、ランシングはもし現在も進行中とみられる新しい勢力範囲の創設が続くならば、聯合諸国は日米両国が大戦を利用して中国における機会を独占しようとしていると見なすであろうから、門戸開放の再宣言は列国にとってよい保証となると反駁した。石井はこの意見に同意する一方、宣言のなかに中国における日本の特殊利益について言及する必要があることを主張し、ランシングは、スペシャルインタレストがパラマウントインタレストを意味するのではなく、地理的な位置に基礎を置くものであるならば考慮してもよいと語った。石井・ランシング協定の原型が了解をみたのである。⁵⁶

この日の会談で注目されるのは、石井大使がニューヨークで行なった演説のなかでアメリカのモンロー主義を東亜における日本の政策と関連させて説明したこと⁵⁷にたいし、ランシング國務長官が、それはモンロー主義の誤解であると異議を唱えた点である。

すなわち石井が、「日本は支那の国防、治安一般に亘り善政を見ざれば自国の防衛上安心する能はず、故に支那の独立を傷けざる範囲に於て支那に行政改革を勧告し又教官を供給して援助を与ふる等⁵⁸のことは日本の当然勉むべき義務」であると云ったのにたいし、ランシングはアメリカは南米諸国がドイツ、フランスから教官を傭購することに反対したことはなく、中国も教官が必要な場合は、日本にはもちろんであるが、英、仏、米にも派遣を要請すべきであつて、一国が独占すべきではないと反撥した。⁵⁹ ランシングによれば、アメリカのモンロー主義の目的は、アメリカが中南米諸国に対して卓

越的なパラマウントな利益を主張するのではなく、外国の干渉を排除して自己発展の力を該諸国に保持させておくことにあるのである。

ランシングのモンロードクトリンの解釈も曖昧であり、日本がアジア政策展開上モンロードクトリンを外交政策のひとつのカテゴリとして利用する余地は充分にあったと見なければならぬ。一九一九年春、パリ講和会議においてモンロードクトリンをめぐる中国の代表は困難な立場に立たされたのである。つまり、ウィルソン大統領が、上院への顧慮から国際聯盟規約にモンロードクトリンを公認させようと計ったことに対し、中国はそれ自体には異議を唱えない方針をとったが、アジアで日本がモンロードクトリンを敷衍する可能性を導く虞れがある点に強い危惧を抱いたのであった。中国としては、例えば石井・ランシング協定を基礎とする日本のアジア・モンロー主義をも国際聯盟が承認するような事態になることを憂慮して、聯盟規約の表現を嚴重にすることを求めたのである。顧維鈞中国代表がアメリカ提案の「regional understandings like the Monroe Doctrine」の表現に執拗に異議を唱えたのは、その曖昧さが日本によって利用されるのを恐れたためである。結局アメリカ案のまま第二十一条（本規約は仲裁裁判条約の如き国際約定又は「モンロー」主義の如き一定の地域に関する了解にして平和の確保を目的とするものの効力に何等の影響なきものとす）となったが、第二十条の、聯盟規約と両立しない義務又は了解は廃棄するという項目に、了解（understanding）が加えられたのは顧維鈞の示唆によるものであった。

顧維鈞ら中国代表が憂慮したように、国際聯盟がモンロー主義を容認することが、アジアにおける日本の援用を誘引するにいたるのは当然であった。福岡日日新聞が四月（一九一九年）の社説で、アメリカがモンロー主義を聯盟規約に挿入するならば、アメリカがすでに承認している「我帝国の支那に対する優越権の条項（石井ランシング協定を指す）⁹（筆者註）も、亦聯盟規約中に明確に記入するを要す」と主張し、また聯盟がモンロー主義を承認したことは、同時に中国に関する石井・ランシング協定をも承認したことになるのは云うまでもなく、モンロー主義は局地的協定の一例証として挙げられ

たに過ぎないと論じたのは、早い反応の一例である。¹⁰⁾

一方ひるがえってモンロー主義と聯盟規約は根本的に矛盾するのであって、規約がモンロー主義を承認したのは自己撞着という主張も強かったのである。外務省の条約局第二課長杉村陽太郎は、翌一九二〇年六月の「外交時報」でつぎのよう論じている。

「蓋し聯盟規約は共同干渉の手續を定め、之に關し連盟国は何れも一定の職分及責務を有すると共に、右の手續は其の亜米利加問題たると、歐羅巴又は亜細亜の問題たるとの別なく、之に對し一様に適用せらるるのである。而して第十五条に依り連盟理事会又は連盟總會が亜米利加に關する紛争に付審理するときは「モンロー」主義は明に聯盟規約と牴触することに立到るのである。何となれば歐羅巴又は亜細亜諸国は連盟理事会又は連盟總會に出せる其の代表者に由り、亜米利加の問題に關与することとなるからである。況んや亜米利加大陸の或一国に對し第十六条に規定する制裁を加ふる場合には益々以て然からざるを得ぬのである。……果然連盟規約は亜米利加主義の前に屈服せざるを得なかつたのである、有体に言へば連盟規約の規定の趣旨を根本から覆さずして然かも「モンロー」主義を救けんとすることは殆んど不可能事に屬するのである」¹¹⁾。

ウィルソン大統領がモンロードクトリンを連盟規約で容認させたのは、共和党の連盟規約承認への布石であつたが、石井・ランシング協定を基盤として展開しようとする日本のアジア・モンロー主義に一つの有利な論拠を提供したことも否定し難い事実であつた。一九二一年四月國際連盟規約改正委員としてジュネーヴに赴く途中バンクーバーで王寵惠は、中国は三つの怖るべき敵をもっている、それは國際連盟規約第二十一条、日英同盟条約、石井・ランシング協定であると指摘し、規約第二十一条は中国の保全に對する直接の挑戦であるのみならず連盟自身を破壊するものであると声明したのも、この事実を裏書するものであつた。¹²⁾

(1) Roy W. Curry, Woodrow Wilson and Far Eastern Policy, 1913-1921. (New York 1961) p.177

- (2) 「日本外交文書」大正六年第三冊七六一頁。
 - (3) 長岡新治郎「石井ランシング協定の成立」国際政治学会「日本外交史の諸問題三」所収。
 - (4) Russell H. Field, *Woodrow Wilson and the Far East*, (1952) p.226, Curry, *op. cit.*, p. 185.
- この点に關しイギリスのバルフォア外相もこの年(一九一七)五月十八日のランシング國務長官にあてた文書のなかで次のようにいっている。「グレイは、日本をアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、赤道以南の太平洋諸島から閉め出そうとするならば、日本が中国に進出することを禁ずることは出来ないとの見解を持っていた。日本のような国はどこかに安全弁を持たなければならぬ。」*Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, The Lansing Papers, vol II, p.22.* 以下 F. R. と略称。
- (5) 前掲「日本外交文書」七七三一四頁。
 - (6) *Lansing Papers, II, pp. 435-436.*
- 石井・ランシング協定は十一月七日發表されたが、日本側は中国におけるスペシアルインタレストがアメリカによって承認されたとする点に重点を置き、しかもスペシアルインタレストをパラマウントインタレストのごとく啓蒙した。一方ランシングは日本が高平・ルット協定よりもまして中国の領土保全を強く宣明したとして、この協定の意義を高く評価した。日米双方協定に対し異なった重点の置き方をしているが、全体的には北京のラインシュミ公使がいうように、アメリカの対中国政策の後退として受けとめられたと見ることが出来るよう(F. R. 1918, p. 98)。
- Curry 氏も「アメリカは東アジアにおける日本の野望を大いに疑惑視する一方、政策レベルにおいては日本の膨脹の必要性に若干の同情をもってをり、石井・ランシング協定の成立はそのあらわれである」と論じている。(p. 187)
- (7) 前掲「日本外交文書」七七六頁。
 - (8) Field, *op. cit.*, p. 213.
 - (9) 大正八年四月三日福岡日日新聞 社説「モンロー主義の代償」
 - (10) 同年四月二二日福岡日日新聞 社説「米国の横暴を助くるの具」
 - (11) 「國際連盟と条約」『外交時報』大正九年六月十五日三七五号。
 - (12) 田村幸策「最近支那外交史」中一九四頁。ただし此の声明は王寵惠と同船でカナダに赴いたパトナム ウィール Putnam Weale (B. Lennox Simpson) の起草したものが、誤って王寵惠の声明として報導されたとの説もある。四月二十二日のバンクーバー

の浮田領事の報告では、この声明は中国政府顧問シンプソンの談話として伝えられている。(外務省記録「日英協約更新一件」)

2

王寵惠によって、連盟規約第二十一条、石井・ランシング協定とならんで、中国への敵視政策と認定された日英同盟(第三回)は、一九一一年締結され十年の期間であるから、一九二一年七月満期となり、その一年前の廃棄通告で失効し一九二〇年七月以降は一年の予告をもって廃棄し得ることになる。しかし、連盟規約の成立とともに、日英同盟が規約第二十條(連盟規約と両立しない連盟国相互間の義務又は了解は廃棄せられ、かつ今後規約と両立しない一切の約定を締結しないという規定)と牴触するのではないかという問題が発生した。両立しないと見られるのは、日英同盟第二条と連盟規約第十一条、十二条、十七条で、すなわち同盟第二条に規定した日英協同戦闘の条項が、連盟の一般的安全保障規定と矛盾すると考えられたのである。

しかし、同盟継続論が有力な日本では、日英同盟は連盟規約と両立するという見解が一般的であった。一九二〇年一月二十四日の時事新報は社説で、国際連盟は堅牢な大厦の建築の中心をなす大黒柱であるが、その建築の完成には天井、床板、壁など特殊な材料が必要で、日英同盟はこのような特殊な材料とみなすべきだと論じている。¹⁾

朝日新聞も、日英同盟は東洋の平和と安定を目的とするものであって、連盟の精神を局部的に発揚するものと考えられ、連盟助成の一計画とみなし得ることを力説した。さらにこの社説が、世界大戦終了後の世界の趨勢と関連させながら積極的に同盟の意義を評価しようとした点は注目に値する。すなわち「昨年二月国際連盟規約原案決定当時こそ聯盟各国共同世界の平和の責任を負はんとするの色あれども、同年四月修正規約はモンロー主義其他除外規定を採用し所謂接壤主義を認むる」にいたったこと、および「米国上院の如き歐洲赴援の義務を拒否し米大陸孤立策に復帰せんとするの色」あることを指摘し、このような時「亜細亜の二大国たる日英が局地主義に基き提携以て東亜の平和策に貢献する盟約を更新する

も、誰か此の大勢に順応するものにあらざると言はんや」と論述したのであった。^② 杉村(陽太郎) 条約局第二課長も、アメリカ固有の利益を防護しようとするモンロー主義が第二十一条の規定によって連盟規約と両立するものとして認められた以上、日英同盟が両国の特殊利益を追求しても第二十一条の適用をやはり受けられるという見解をもっていた。^③

前外相後藤新平の同盟継続論は異色ある内容であった。国際連盟の機能が充分成長するまで、平和維持を目的とする日英同盟の必要を認めるとともに、同盟が過激派運動の滲透を防止する役割をはたすことを後藤は期待したのであった。「勿論同盟其ものが過激思想の侵入を抑制するとは言はない。然し亜細亜に於ては二つの大国が平和と秩序を維持する為に相提携して居る事実其ものが過激派運動の発展を抑制するに効果がある」と信ずる後藤は、印度やチベットを過激主義に刺戟されて起る破壊運動から守るためにも、日英同盟は缺くべからざるものと考えたのである。

しかしイギリス側は同盟の更新にはきわめて慎重であった。駐米大使ゲデイス(A. Geddes)は、同盟廃棄の機会を黙過することがアメリカの対英感情に及ぼす影響を憂慮した。^④ さらにイギリス外務省内部には、日本の中国独占政策は戦前のドイツよりもさらに悪質なるものであるとする見解があったのである。^⑤ カージン外相は日英同盟が一九二一年七月以降も継続される場合は、連盟規約と両立する内容に改正すべき旨を日英共同で連盟に通告する必要があると考え、六月三日日本との交渉をエリオット大使に訓令したのであった。^⑥ 結局原内閣は、イギリスの意向を尊重し、一九二〇年七月八日、国際連盟に日英両国共同で、日英同盟の精神は連盟規約と一致するけれども、文字においては符合しない点があることを認め、同盟が一九二一年以降継続される場合には規約と矛盾しない形式をとる旨通告したのであった。

中国はもとより日英同盟の更新には反対であった。中国外交部は六月十六日小幡(酉吉)公使に日英同盟が中国をならんら参与させずに中国について規定していることについて、「蓋し国際慣例に按照するに両友邦の訂約は只相互の主権以内の利権を保護し得るに止る。況んや欧戦終りを告げ各民族は均しく国際平等を提唱せり、然るに前約の如く中国なる名称及土地の字文を記載し中国が全く其の事に参与せざるに於ては実に国体及民族の榮譽に妨げあり」と抗議したのである。中

国の民間諸団体も連合して、七月帰国するオルストン (B. Alston) 英公使に、ドイツおよびロシアの侵略的・帝国主義的政策が消滅した現在「日英同盟を更新することは支那国民をして英国に何か他の動機が存在するのではないかとの強い疑惑を起さしむるのみである。何となれば国際連盟規約に依って日英同盟の目的は達成されしかも支那は国際連盟の原連盟国であるからである」と同盟継続に反対の意向を表明した。オルストン公使にあて、「日英同盟は日本の侵略の道具になってをり、日本は現実に利益を得、イギリスはむなししい栄光を享受し、中国は災厄をこうむっている。イギリスは自身なんらの利するところもなく他国を傷つけ日本の傀儡となっている」と同盟の存在を非難する投書も新聞に載せられた。

オルストン駐華公使は本国への帰途ワシントンに立ち寄り、一九二〇年七月二十六日國務省および英大使館においてアメリカ國務省の首脳と対アジア政策について会談した。出席者はコルビー國務長官、モリス國務次官、帰国中のモリス駐日大使らと、イギリス側ゲデイス駐米大使、オルストン等である。この席上でオルストンは、英、米両国の中国政策の共通性を強調し、両国は全面的に協力すべきであると説いたのである。英米協調の障害となる日英同盟の継続にはオルストンは基本的に反対であった。英米両国は一致してアジアに於ける海軍力を強化し、中国の独立、領土保全のために中国が希むなら援助を惜しまない旨通告すべきであると力説したのである。オルストンは八月一日付の覚書で、さらにこの点を詳細に論述している。つまり、日本の海軍と対抗し得る強力な艦隊を英、米がアジアに配置するならば日本の軍国主義者も慎重たらざるを得なくなり、アジアに真の平和をもたらす中国・シベリア・太平洋問題に関する日、英、米間の諒解が成立することが期待される、英、米が共同して中国の独立、領土保全、機会均等を侵害することを承認しない旨を宣言するならば、日本はじめ列国は、中国の鉄道は国際化されて中国の利益のために運営されるべきだとする英、米の見解に同調してくるであろう、日本は間もなく資金に缺乏し、中国におけるその企業のためにも経済的援助を要請することを余儀なくされるであろうが、その資金源は英、米以外になく、もしこの金融市場が、日本が国際協調政策に同意するまで閉されるならば、日本の屈伏をみるまでに長い時間は要しないというのが、オルストンの構想であった。ここには英、米が

一致した場合の軍事力および経済力の圧倒的な優位に基づいて、日本を屈伏させ得るという見解が露骨に示されているのであった。この路線を実現するためにはイギリスが一九二一年日英同盟の束縛から離れることが絶対に必要であった。

もちろんイギリス内部でもオルストン公使の見解とはニュアンスの異なる意見もあった。ゲデイス駐米大使は、日英同盟と連盟規約と調和させ、かつ軍事条項を消滅した上で、四年の期限（アメリカ大統領の任期と関連）で存続させ、一方アメリカと同期限の了解を成立させるという構想をもっていた¹⁵。駐日大使エリオットも日本を敵対させることは、アメリカの同情をあてにし得ないインド等アジアのイギリス領土にとって重大な脅威となると理由もあって、同盟の存続に賛意を表していた¹⁶。しかしイギリス外務省に設置せられた日英同盟についての委員会は、翌一九二一年一月二十一日やはり日英同盟を日、英、米三国協商に代え高平・ルート協定や、日仏協商のような一般的宣言にすることが希ましい旨上申したのである¹⁷。この傾向をさらに推進したのは同盟継続にカナダが強硬に反対したことであった。ミーアンカナダ首相（A. Meighen）は、二月十五日ロイドジョージ英首相に日英同盟を更新することはアメリカとの友好関係に悪影響を及ぼすとして、同盟の廃棄と、日、英、米、中四箇国によるアジア、太平洋問題に関する會議の開催を提案し、カナダがアメリカを打診すると申し入れたのであった¹⁸。ロイドジョージは対米友好の第一義的重要性は認めたが、六月に予定されている英帝国會議の前にはなんらの行動も起すべきでないと説得に努めたのであった（二月二十二日¹⁹）。しかし、対米協調路線がイギリス外交の基本であるという認識は両者異ならなかったのである。

アメリカ国務省内部の対日姿勢も強硬論が強かった。極東部長マクマレー（John V. A. MacMurray）は日本の侵略政策をストップさせるには強硬政策しかなく、まず日本の「軍国主義者」に対米関係を無視することの無謀さを銘記させ、門戸開放の厳守を日本に強要し、必要ならばアメリカ海軍力の優位を誇示するという高圧策を四月主唱していたのである²⁰。これはまさに前述のオルストン公使と共通する力による対日屈伏政策である。アメリカ国内の反英輿論も高まり、イギリスは日本とアメリカのいずれかを敵とし、いずれかを味方にしなければならぬという二者択一的な論議も行われるよ

うになった。ヒューズ國務長官も日英同盟の更新はディザストラスと語るにいたった状況で、ゲデイス駐米大使もさきの日英同盟継続論をあらためて、アメリカを参加させた日英米三国協商（期間四年）を成立させることを主張するにいたるのである⁽²⁰⁾（六月六日）。ゲデイスは六月二十四日アメリカの日英同盟継続反対の意向をつぎのようにカーゾン外相に報告した。「極東についてのアメリカ政府の觀念の本質的な点は、いかなる国も該地域において特殊な經濟的、政治的權利をもつことを認容されるべきでないということである。アメリカの反日感情の大部分は日本がイギリスと結んで極東の市場を支配し、また支配せんとしつつあるという確信にもとづくことが明らかになってきた。日本との戦争が数年中に起ることは不可避であるとするアメリカ人は勿論多数いる。國務長官はその一人ではないが、彼も明らかに、日英同盟の存在は日本を扱いにくくし、日米戦争をより避け難くすることを信じている。」⁽²¹⁾

注目された英帝国会議は一九二一年六月二十日ロンドンで開催された、日英同盟継続のもっとも強い反対者であったミラーンカナダ首相はむしろ會議では孤立しているかに見えた。イギリスの首脳部には、日英同盟がイギリスの領地や勢力範圍への日本の尊敬を、イギリスにとっては比較的利害關係の乏しい中国領土を代償としてかち得ること、またシベリア出兵で明らかになったように中国やインドに対する共產主義の滲透の防波堤としての日本の役割などへの認識が残っていたのである。⁽²²⁾しかし結局英帝国会議は日英同盟の継続に代えて直接關係する列国で太平洋問題を協議するという方式を採択し、アメリカに対して、米、日、英、中および英自治領をふくむ會議を早期に召集するよう提議することになった。七月四日、この旨をカーゾン外相は林（樞助）大使に告げ、ワシントン會議への一段階となったのである。⁽²³⁾

- (1) 大正九年一月二十四日、時事新報社説「日英同盟継続」
- (2) 大正九年二月二十六日、東京朝日新聞社説「日英同盟問題」
- (3) 前掲、杉村陽太郎「國際連盟と条約」
- (4) 大正九年六月六日東京日日新聞、後藤新平談「日英同盟の更新」

- (7) Documents on British Foreign Policy 1919-1939, First series vol. XIV (London 1966) pp.19-20 以下 DBFP と略称
- (8) *ibid.*, pp.32-36 Memorandum by Mr. Wellesley on Anglo-American Co-operation in the Far East
- (9) *ibid.*, pp.36-37.
- (10) 「日英同盟更新一件」外務省記録
- (11) 田村前掲書一九一頁。
- (12) DBFP, p. 54
- (13) DBFP pp. 79-80
- (14) DBFP pp. 81-86
- (15) DBFP pp. 177-178
- (16) DBFP pp. 194-195
- (17) DBFP pp. 221-227
- (18) DBFP pp. 271-272 Memorandum by Mr. Lampson on correspondence with the Canadian Government relating to the Anglo-Japanese Alliance
- (19) 麻田貞雄「アメリカの対日観と「ワシントン体制」日本国際政治学会編「日米関係のイメージ」所載。
- (20) DBFP pp. 300-301
- (21) DBFP pp. 311-312
- (22) A. W. Griswold, *Far Eastern Policy of the United States*, (1938 New York.) pp. 267—288
- (23) DBFP pp. 331-334

一九二一年三月四日アメリカの新大統領として共和党のハーディングが就任したが、日本では新共和党政権の極東政策は強い警戒の眼をもって迎えられた。一般に世界主義、理想主義的なウィルソニズムがアメリカ国民の支持を失ない、新たにアメリカ本位の国家主義的政策がハーディングによって強行されると予想したのであった。ハーディングが就任演説

で軍備制限を強調したことについても、「吾帝國をダシに使ふて其國の海軍を擴張するは米國の慣用手段なり、軍備制限の利益す高くして擴張の実益す挙がらんとす。制限は虚聲なり、擴張は実体なり、ハーディング氏就任演説の軍備制限は、先づ軍備擴張の先声なりと見は米國に欺むかれざるに庶幾からん歟」とその意図を疑惑視したのである。

雜誌「外交時報」の論説主幹である半沢玉城は大正十年・一九二一年を世界的に國家主義思想復興の年であると規定した。半沢によればウィルソンの平和原則十四箇条は戦争の慘禍痛苦にたいする反射的反動であつて、彼の大統領選での敗北は「一時の反動的趨勢に乘じ雲に梯して天上に昇らんとする投機的事業の破綻」を示すものであつた。そして「歐洲戦争を中心とする世界思潮を大觀し来れば、國家主義より世界主義への亢奮的反動と、之に次では世界主義より更に國家主義への還元的反々動、これ実に最近の趨勢なり」と指摘したのである。この見地からすれば、ハーディング大統領の就任の意義は「國家主義の復興」であり、「世界主義及社會主義的傾向を有せし、ウエルソニズムの敗北なると同時に米國本位の國家主義的政策の強行を意味」しアメリカが「經濟を旗幟とし黄金を彈丸とする資本的侵略主義」に積極的に乗り出す姿勢を示すものであつた。三月七日の福岡日日新聞社説も世界平和の三大脅威として、露國の混乱、對独條約の履行、米國の專恣横暴とを挙げ、「戰前独逸横暴のかげに武力ありしと、今日米國放恣の背景として資本あると、其の間如何なる徑庭ありや、武力を以て世界の平和を脅威すると、資力を以て世界を征服せんとすると其の害毒何れぞや」と論じている。

アメリカが七月、軍備制限、極東問題に関する列國會議を提唱したとき、日本の受けた衝撃の大きかつたのは、それがハーディング政権の積極的な對アジア政策展開の一環としてとらえられたからである。宇垣（一成）第十師團長（姫路）が、アメリカのワシントン會議の提唱を聞いて「暴慢無礼、彼れさへ極東問題に余計のオセッカイを為さずんば極東も太平洋も安穩なるに彼自ら問題を進んで紛糾せしめ依て以て問題の中心たらんと企図するものの如し、須らく吾人は堂々と彼の横紙破りを鳴らして其偽善を暴露し、彼の欲望を挫折せしめざるべからず」と日記に誌しているのは、典型的な反応を示すものと云えよう。國務省のマクマレー極東部長は、八月末日本が第一次大戰に乗じてアジア大陸で獲得した權益を

全面的に剝奪して「極東における勢力均衡を再確立する」ことを意図したワシントン会議への議案を準備していたのであるから日本側の警戒と猜疑も根拠がなくなつたのである。

かかる折八月の新聞はアメリカのフーヴァー商務長官が中国の國際的管理案をワシントン會議に提出するという情報を伝え更に波紋を投げかけたのであつた。新聞の伝えたフーヴァー案の内容はつぎの通りである。

- 一、支那は政治的獨立、領土保全を行ふの能力なきを以て支那の自治と保全を希望する各国は國際理事會を組織し他國の支那に対する領土的經濟的侵略を排斥すること
- 二、理事會の承認なくして經濟上及び領土の割讓に関する取極めをなすを許さず
- 三、支那の門戸開放主義を第一義とする事
- 四、現在外國又は外人が支那に合法的に有する經濟的財政工業宗教的事業も領土的政治的權力を恣のままにする時には之が權利を認めず殊に鐵道守備隊は此の注意を要す
- 五、支那の不可分、不可侵權を是認し外國の支配下にある領土港灣及び勢力範圍は司法權と共に之を支那の為に返還すべし⁵

フーヴァー案はこのあと第六項で、日本が過剩人口のため未開の土地を求め移住地とすることを是認し、とくに滿洲とシベリア東南部をその地域として挙げてゐる。

フーヴァー案の意図するところは、中國と全世界の利益のために中國を保護國化し、その政治的覺醒を待とうとすることであり、アメリカのキューバに対する關係、あるいは國際連盟の委任統治方式に類似すると十三日の朝日は報じた。フーヴァー案が全体として、門戸開放、勢力範圍の撤廢の名のもとに、事實上の中國の列強による共同殖民地化を志向する性格を帯びていることは明らかであつた。國務省は十六日中國について國際委員會の組織を考慮中との報道を正式に否認したが、中國の現状からみて、外國人によるなんらかの管理なしに正常な機能を回復することは困難であるとの認識は、フーヴァー

一案だけにみられる現象ではなかった。

上海で七月三日開かれた国民大会は、「北京政府は腐敗せる官僚武人の結晶体にして、徐世昌、靳雲鵬等は從來共和の意義の何たるを解せず、其任用せる人物は復辟の罪魁、洪憲の遺孽及び売国の奸細に外ならず、彼等は借款を計画し又時に和平と統一の名詞を仮りて以て支那を欺飾す。其實彼等は政柄に盜拠するものにして支那は毫も和平と統一の可能性なきものなり」と北京の軍閥政權を攻撃し、今後列国が関税余款と塩税余款を保管し借款を停止し、北京政府を自滅せしめることを要求する宣言を発表したのである。この大会は孫文派の開いたものであったが、孫文は五月五日広東で大總統就任の際、北京政府は人民によって承認されてをらず、ただ歴史的な首都北京に位置していることと、列国の承認を得ていることにのみよって維持されているに過ぎないことを指摘し、列国にたいし法的にも実質的にも政府としての実体を備えていない自称政府の承認を取消すよう要請していたのであった。

しかし、いわゆるヤングチャイナをふくめて考慮しても、中国の前途は絶望的であると判断する人々もいた。イギリスの著名な極東通ブランドもその一人である。彼は、ヤングチャイナは一九一一年、清朝を倒せば我々は国が如何に統治されるべきかを示すと云ったが、現在登場人物は変わってもまったく同じ芝居が繰り返されていると中国の現状を非難した。新旧を問わず、官僚で清廉な者を十指挙げることすら難かしい現状において、大多数の愛国者や一般国民は、安定をもたらしするためにはなんらかの形で国家財政を外国の監督下に置くことが最善の方法だと結論するにいたったとブランドは判断した。「北京や地方の高級官僚たちのなかには私的な会談の際、内乱を金儲け仕事としている政治投機家や略奪者たちの邪悪な活動を止めさせるためには、外国の干渉だけが唯一のたよりであると認める者が多かった」と彼は書いている。

ブランドは、ワシントン会議の直前である十月二十日、ワシントンでロンドンタイムス特派員のウィルモット・ルイスとともに極東問題について記者団を前にして演説した。ルイスは、中国の財政を英、米、日、中等の国際団体が管理し、

中国政府をして収入支出に手を触れさせないようにすることが必要であると述べ、また日本の中国に対する立場は、アメリカとメキシコとの關係に類似し、中国の国情や物資の集散に日本が超然とし得ないのは当然であると、日本に同情を示した。ブランドもルイスの説を裏書したが、演説会は反対質問で騒然となった。¹⁰十一月四日の朝日新聞社説はルイスの演説をとりあげ、やはり中国の現状と国民性の分析から見た場合、現在の中国政治家では中国の秩序を維持し國際上の責任を果たすことは不可能で、中国の管理には少なくとも外国人の援助を従来以上に仰ぐ必要があるとして「ルイス氏等の支那改善案に同意をせざるを得ないのを遺憾」であると述べ、國際管理論に同調したのは注目される。¹¹

原（敬）首相は、ワシントン會議に際し、世界の恒久平和の原理としてつぎの三点を挙げている。「第一は如何なる民族も他民族の目的を強制し得ざる事を意識し、第二に、世界の民族は其の生存及び向上を欲する前に對等であるを自覚すべきである。而して第三には、世界の物資、換言すれば人類の衣食住を各民族の間に成るべく普遍的に供給される保障を与ふべきである」¹²民族の對等と資源分配の平等を主張する時、もとより世界の現状がきわめて差別的であり日本としてはなんらかの是正を要求せざるを得ない立場にあることが意識せられているのである。中国の國際管理論は、日本にたいして特殊な地位を提供するものでなく、日本の希む國際的な不均衡の是正にはならなかったのである。たしかにフーヴァー提案は、満洲およびシベリアの一部を日本の特殊地域として認めることを含んでいた。そして日本はすでに東南シベリアを日本のために開放することについて極東共和国と交渉する方針を決定していたのである。しかし広大にして豊饒な中国本土が國際的な管理下に置かれ、日本も列国の一員としての平等な地位のみしか認められないことは、國際的な不均衡の打破にはならないのは明らかであった。

國際管理論は中国の独立を危胎に陥し入れるというのが反対理由のつねに第一に挙げられるが、その底流にはつぎのような主張があることは看過し得ない。

「共同管理は列強共同の力を以て支那を強制束縛するものである。換言すれば支那は列強の監視の下に立ち、苟くも其

承認を得なければ何事にも手を出すの自由なき事となる、此の如きは支那として窮屈なるは勿論、其隣邦たる我日本としても今後徹底的対支親善主義の実行を図る上に於て幾多の圧力の加はり来る事を覚悟せねばならぬ、所謂日支の経済同盟と云い、其の政治的文化的接近と云い、列強監視の間に於ては甚だ達成するに難きものと見ねばならぬ¹³⁾」つまり、中国の国際管理下においては、日本と中国との経済同盟や、政治的文化的接近が甚だしく困難になるという警戒心が底流として強く流れているのである。換言すれば、中国の国際管理論は、日本の中国に対する独占的管理の方向と矛盾し、日本の志向するアジアモンロー主義の実現とまさに逆行するものとしてうけとられたのである。

(1) 福岡日日新聞 大正十年三月九日社説「ハ氏の就任演説」

(2) 「外交時報」三八八号大正十年一月一日「国際大勢概観」(国家主義思想の復興)

(3) 「外交時報」三九四号大正十年四月一日「支那に於ける日米の将来 米国共和党政府の帝国主義的対外政策」

この論文のなかで半沢が「何事も国旗の先触れと、国家の後援と軍隊の擁護とに頼るにあらざれば活動し能はざる習性を有する日本国民が、支那に於ける米国の経済的発展の益々旺盛を極めんとするに方り、之が対抗上過度に国家の名を強要するが如きあらば、勢ひ国家对国家の紛議を醸すの虞なき能はず」と指摘しているのは注目される。

(4) 「宇垣一成日記」三四九頁、大正十年七月十二日。

(5) 前掲、麻田貞雄論文。

(6) 東京朝日新聞 大正十年八月十一日。

(7) 民国日報 民国十年七月五日、「日英協約更新一件、新聞論調三。」

(8) F. R. 1921 Vol. I p. 337

(9) J. O. P. Bland. China Japan and Korea (London 1921) p. 76

(10) 東京朝日新聞、大正十年十月廿六日。

(11) 同右大正十年十一月四日「支那改造と国際干渉」

(12) 「外交時報」四〇五号「恒久平和の先決考案」(華盛頓會議に際して日本国民の世界観を陳ぶ) 原敬。

(13) 福岡日日新聞、大正十年八月廿三日社説「日本は飽く迄支那を援助せよ」

ワシントン會議開催の前提についての覚書 (臼井)

中国の国際管理論をアジアモンロー主義に尖鋭に対立する概念として受けとった日本は、中国の独立保全の名目のもとに反対するのであるが、中国自体の輿論はいかに反応したであろうか。「東方雜誌」はワシントン会議の開催をひかえて一九二一年十月「太平洋會議号」を特輯したが、その巻頭論文で孫幾伊は次のように論じた。「太平洋會議は中国としてその対応が成功すれば発展のチャンスとなるが、失敗すれば滅亡の淵にたつことになる。我が国は消極的にはイギリスが構想している列強一致による世界支配の傾向に反対し、ことに日本の東亜モンロー主義に反対する。そして積極的には、一切の被圧迫民族の解放を主張し、とくに中国の自主的な門戸開放を主張する。中国の方針は積極消極の両方面に分れるけれども、目標は一つである。すなわち、列強一致の世界支配の実現は、圧迫の強化を確実にし、被圧迫民族の解放をさらに困難とする。また日本の東亜モンロー主義はアジア全域が日本によって封鎖されることを意味し、中国の自主的な門戸開放が絶望になるのみでなく、現在の門戸開放、機会均等主義すら、すべて失われるからである」。

孫幾伊のいう自主的な門戸開放は、ジョン・ヘイの門戸開放が列強の中国における勢力範囲を肯定する前提に立っているのに反し、勢力範囲・租借地・治外法権の撤廃、外国軍の撤退を条件とする抜本的なものであった。孫がまず、米、英、日等列強協同による世界支配政策に反対し、とくに日本のアジアモンロー主義を警戒しているのは日本の動向に鑑みるとき当然の帰結であった。

滯米中の羅家倫も、中国のもっとも主敵とすべきは日本で、日本の東亜モンロー主義が成立すれば、中国は改元をまたずに第二の朝鮮となる、故に現在中国は日本のアジアに於ける特殊勢力を打破するため極力奮闘すべきであると説いた。

羅は同時に中国が国際管理の対象なることを防衛しなければならぬと強調した。羅はワシントン会議は極東の列国による「分贓會議」となり、また強国に権力を集中する傾向が強くなることを指摘し、この會議の理想を高く評価してはならないと訴えたのである。

一般中国人においても日本がいかに土地狭少で人口過剰でありまた食料、原料に不足するとしても、中国がその解決のために尽力し協力しなければならぬ義務はないものにも拘わらず「日本は其強圧の下に之を支那に強いんとする也、支那人穩なりと雖も、心平かならざるは当然にあらざるか」という反撥が強かったのである。

しかし、日本にも東亜モンロー主義的な発想からではなく、中国自体に即して國際管理論に反対し、惹いては日本の中國政策の修正を要望した人々もあった。朝日新聞の北京特派員大西齋はその一人であった。大西が八月二十五日から九月二日にかけて東京朝日に連載した「支那の核心を觀よ―対支干渉論を排す」という論稿は、國際管理論への基本的な批判をふくんでいた。大西は、ブランド、フーヴァー等の國際管理論と対照的に最近中国から帰国したラッセルとデュウイ(John Dewey)が「支那を國家的見地より視察するよりもより多く支那の社会的實在に注目し、研究し、眼前の紛々たる政治的現象から超越して支那の青年子弟を対象に置き、支那の将来に希望を繋ぎ列強の対支干渉を排斥して支那青年の自覚と自奮を警告」したことに共感を表し、ブランドのヤングチャイナ不信論は、中国の核心を見ず、偏見に囚われ、独断に陥っていると批判した。中国干渉論(國際管理論)の陥っている偏見として大西は三点の誤謬を列挙する。第一は「余りに各自國の國家主義的の立場から支那を觀察することである。余りに眼前の政策を対象として政治的に支那を觀察することである。北京政府の消長を以て恰も支那の存亡なるが如く臆断することである。」第二の誤謬は「支那民衆を毫も考慮の衷に置いていないことである。支那の民衆はブランド氏等の目に映ずるが如く累々たる生ける死骸に等しいものであるか。実は十分慎重に研究されねばならぬ」第三の誤謬は北京政府の成立を重視し過ぎることであった。「中央政府の實力が無いことを以て、干渉論の一つの根柢と為すのは余りに北京政府を買被るものでなければ、余りに支那の民衆の存在を無視するものである」と指摘した。

中国社会は向上し進歩し少しも退歩してないと判断する大西によれば、「支那民心の帰嚮を尊重し民衆の自覚の道程を正視して外人の対支干渉論に動かさることなく、支那の自力による改造の前途を出来るだけ、同情心と寛容の態度を

以て臨む」ことが日本の責務であった。この観点から大西は、アメリカの対中国政策が中国の民衆を相手としてその意向を尊重して運営されていることを注目する。そして排日運動のかげにはアメリカの黒い手があるなどという非難について「日本は民衆を煽動する米国の悪い半面を悪むよりも、先づ支那の民衆を相手として恥ずかしからぬ政策を立つことが先決問題」であることを強調し、二十一箇条条約や石井ランシング協定など「色々の取決めに単に文書に留めたとして相手の理解を得ぬことには結局何の役にも立たぬ。空証文のために日支の關係が如何に齟齬しつつあるかは蓋し想像以上である」と日本の中国政策の基本的修正を要望したのである。

大西が言及したように北京大学での講義を終えて帰国したラッセルも国際的な干渉には反対で、中国自体の努力によって中国自身で解決するまで列国は寛容に静視すべきだと主張していた。内乱と無秩序の時代は、十七世紀のイギリス、十八世紀のフランス、十九世紀のアメリカ、現在のロシアがそれぞれ経験したところで外部からの干渉によって問題の基本的解決は不可能であることをラッセルは一九二一年刊行の著書「中国の課題」のなかで繰り返し述べている。ラッセルは一九二二年七月日本にも立ち寄ったが、日本人が西欧人よりもむしろ強く中国人を蔑視し、東洋への劣等観を打破しようとはせずに、かえってみづから西欧の立場に立とうとしていることを非難し、中国政策を変更し、より民主的な憲法を採択しない限り、日本はドイツの運命を辿ると予言したのであった。

ワシントン会議は一九二一年十一月十二日開会をみた。この会議が日・英・米等列強の对中国外交の屈折点となり、同時にアジア自体の複雑な政治的要素を集中的に反映するものであったことはいうまでもない。会議は翌年二月六日、軍縮、アジア両問題について大きな成果をあげて閉会したか。その成果の内容を分析し評価し史的な位置づけを与えることは至難の業に属するが、多くの側面からの追究を必要とするであろう。小稿は日本のアジアモンロー主義という視点を設定してその周辺を考察し、会議開催にいたる一側面に接触を試みたものである。

- (2) 「東方雜誌」第十八卷十五号 民国十年八月十日 羅家倫「華盛頓會議與中国之命運」
- (3) 福岡日日新聞、大正十年八月十一日、静波稿「太平洋會議と支那、支那人は如何に観つつあるか」
- (4) Bertrand Russel, *The Problem of China* (1922 London.)
- (5) *ibid.*, p. 174.

A Note on the Conditions that prepared the Way for the Washington Conference

Katsumi USUI

The establishment of the Covenant of the League of Nations affected in no small measure Japan's foreign policy, but here I wish to pay special attention to the two points; one is that the Covenant acquiesced in the Monroe Doctrine and the other that the Anglo-Japanese Alliance became incompatible with the Covenant. The former point opened up a possibility of Japan's realizing her "Monroe Doctrine" in Asia. The latter brought in the situation in which stability in Asia had to be sought in the cooperation among the Powers instead of the Anglo-Japanese Alliance. Obviously, these two different courses of action cannot consist with each other.

Meanwhile, an argument in favour of international control of China by the Powers was powerfully advanced against China, then on the verge of bankruptcy both administratively and financially. It was because the proposed international control of China would hamper her realization of "Asian Monroe Doctrine" that Japan voiced strenuous opposition to it. Yet, the very core of the matter lay in the way Japan and other Powers would analyse the current situation of China and predict her future.